妙高市入札心得

(趣旨)

第 1 条 この心得は、当市予算の支出の原因となる契約を締結するための競争入札に関して必要な事項を定めたものである。

(公正な入札の確保)

第 2 条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)をはじめ関係法令に抵触する行為を絶対に行ってはならない。

(入札の基本的事項)

- 第 3 条 入札者は、地方自治法、建設業法、妙高市財務規則その他関係法令及び設計書、仕様 書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札するものとする。この場合において設計 書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札者は、設計書等を参考に確実に積算を行ったうえで、入札に参加しなければならない。 (工事費内訳書等の提出)
- 第 4 条 建設工事又は建設工事に係る委託業務の入札者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、工事費内訳書又は委託業務費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)を提出しなければならない。
 - (1) 入札に参加する場合
- (2) 入札の結果、落札者となった場合
- (3) 低価格入札の疑いがあると認められる入札において、市長が提出を指示した場合
- (4) その他市長が必要と認めるとき
- 2 工事費内訳書等の提出期限は、前項第1号においては初度の入札書を提出するまで、前項第2号においては契約締結時まで、前項第3号及び第4号においては市長が指示した期日までとする。
- 3 工事費内訳書等は、実施設計書の本工事費内訳表に準じて、費目・工種・施工名称などの別に記入し、入札金額と同額としなければならない。ただし、第1項第1号の書式については、別に定める。

(入札の方式及び辞退)

- 第 5 条 入札は、原則として入札者が当市の指定した日時及び場所において、入札書を封書に し、入札保証金を添えて提出して行うものとする。
- 2 一般競争入札において、入札開始時刻までに出席がない場合は、辞退とする。
- 3 指名競争入札において、入札開始時刻に遅刻した場合又は入札開始時刻までに連絡がない場合は、棄権とする。
- 4 指名競争入札において、入札を辞退する場合は、入札案件1枚につき1枚の辞退届を提出しなければならない。ただし、一般競争入札の場合は、不要とする。
- 5 入札参加の辞退は自由であり、入札を辞退した場合においてもこれを理由として以後の指名 等について何ら不利益な取扱いを受けることはない。

(入札保証金)

第 6 条 入札者は、原則として入札金額の100分の5以上の入札保証金を納入しなければならない。

(入札の方法)

- 第 7 条 入札参加者は、入札書を作成し、件名を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出するものとする。
- 2 代理人が入札する場合は、入札案件1件につき1枚の委任状を入札開始前に提出しなければならない。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 第8条 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記載するものとする。(【例】 ¥123,000円)
- 2 入札者は、入札書提出前において、金額の記載部分を除き入札書記載事項の訂正をすることができる。その場合、誤字に二重線を引き、上部に正書し、訂正印(代理人が入札する場合は、 代理人の使用印)を押印しなければならない。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

第 9 条 入札書には、課税事業者、免税事業者を問わず見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載するものとする。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

(入札書の引換え等の禁止)

第10条 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできない。 (入札の中止等)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止する ことがある。
 - (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき
- (2) 指名競争入札の初度の入札において、参加者が一名であるとき
- (3) 低価格入札の疑いがあると認められるとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

(入札の無効)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる者のした入札
- (7) 金額を訂正した入札書による入札
- (8) 第4条第1項第1号、第3号又は第4号による工事費内訳書等を提出することができない 者のした入札
- (9) 初度の入札における工事費内訳書等の合計金額が入札書の金額と一致していない者の入札
- (10) 最低制限価格が設定されている場合の入札において、最低制限価格を下回る金額の入札を した者の入札
- (11) 入札者の記名押印を欠く入札書による入札(代理人による入札の場合、入札書への代理人の記名及び使用印の押印を含む)
- (12) 意思表示が不明瞭である入札書による入札
- (13) 予定価格を事前公表している場合の入札において、予定価格を上回る金額の入札をした者 の入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(入札回数)

第13条 入札の回数は2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している場合は1回限 りとする。 (再度の入札)

- 第14条 初度入札の開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を行うことができる。
- 2 この場合、第12条第1号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者は、入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第15条 予定価格の制限の範囲で、最低の入札をもって入札した者を落札者とする。ただし、 低入札価格の疑いがあると認められるときは調査を実施し、その結果、当該契約の内容に適合 した履行がなされないと認められるときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札者とする 場合がある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定に基づき、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

(契約書の提出)

第17条 落札者は、落札の申し渡しを受けた日を含めて7日以内に契約書を作成し関係書類を添えて交換するものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することができる。

(請負代金の支払い等)

- 第18条 建設工事又は建設工事に係る契約に係る支払い等については、原則として次のとおりとする。
- (1) 契約保証金は、契約金額が1,000万円以上の場合、契約金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。
- (2) 前払金及び中間前払い金については、妙高市財務規則第94条第2項から第4項までの規 定により請求することできる。
- (3) 部分払金は、契約金額が1,000万円を超える場合に請求することができる。

(異議の申し立て)

第19条 入札者は、入札後この心得その他の入札の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(入札心得の準用)

第20条 随意契約に関しては、本心得の規定を準用する。

附則

この心得は、平成17年 4 月 1 日以降の入札から適用する。

附則

この心得は、平成20年 4 月 1 日以降の入札から適用する。

附則

この心得は、平成20年12月10日以降の入札から適用する。

附則

この心得は、平成24年 4 月 1 日以降の入札から適用する。

附則

この心得は、平成27年4月1日から施行し、改正後の妙高市入札心得第9条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この心得は、令和元年8月1日から施行し、改正後の妙高市入札心得第9条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 この心得は、令和3年 4 月 1 日以降の入札から適用する。